

(趣旨)

第1条 この要綱は、東吾妻町社会福祉協議会が行う、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯等に、定期的に食事を提供する配食サービス事業（以下「本事業」という。）を円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定事業者 会長が指定した配食の調理を行う者をいう。
- (2) ボランティア 生活支援サポーター等配食の配達を行う者をいう。
- (3) 利用者 本事業の利用の決定した者をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、町に住所を有し、かつ、居住する70歳以上の単身世帯又は高齢者世帯等であつて、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚弱、障害、疾病等の理由により食事の調理が困難である者
- (2) 調理を協力者へ依頼ができず、かつ安否確認が必要な者

(事業の実施)

第4条 本事業に必要な食事の調理及び配達は、指定事業者及びボランティアの協力を得て実施するものとする。

(実施日)

第5条 本事業は、原則として週2回、指定した曜日に昼食を届けるものとする。ただし、指定した日が次に該当する場合、事業は実施しないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。
- (2) その他会長が指定した日

(利用の申請)

第6条 本事業の利用を希望する者は、配食サービス事業利用申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(利用の決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかに状況等の調査を行い、利用の可否について決定しなければならない。

2 前項に規定する利用の可否について決定したときは、配食サービス事業利用決定通知書（様式第2号）又は配食サービス事業利用不決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、利用者については、利用者台帳に登録するものとする。

(利用料の負担)

第8条 利用者は、1食につき320円（食材料費・調理費等）を負担するものとする。

2 利用料の徴収は、原則として口座振替とし、翌月15日までに配食サービス事業利用料のお知らせ

せ（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

3 利用者は、配食サービスの中止又は、キャンセルについて、3日前までに連絡するものとし、それ以降又は連絡がない場合は、前項に規定する利用料を支払うものとする。

（利用の取消し）

第9条 会長は、定期的に利用者の健康状態を把握し、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止し又は登録を取消したうえ、配食サービス事業利用中止・取消し通知書（様式第5号）により、その旨を利用者に通知するものとする。

（1）利用者が第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

（2）利用者等からサービスの利用を中止する旨の申出があったとき。

（3）利用者が虚偽の申請によりこの事業を利用していることが判明したとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

2 前項第3号の規定により登録を取消された者は、それまでに受けたサービスの利用料を速やかに支払わなければならない。

（配食代金の支払）

第10条 指定事業者は、配食サービス実施にかかる配食サービス事業実績報告書（様式第6号）を翌月10日までに会長に提出するものとする。

2 会長は、前項に規定する請求に基づき指定業者に1食につき650円を支払うものとする。

（指定業者等の責務）

第11条 指定事業者及びボランティアは、業務遂行上知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この事業に関わらなくなった後も同様とする。

（生活支援サポーターの活動報酬）

第12条 生活支援サポーターの活動に応じた報酬は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス事業実施要綱第13条第1項を準用するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。